

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2-9 色彩基準等について

(1) 禁止色（基準）

「建築物の屋根・外壁や工作物の基調色」として禁止する色は、次に示す通りです。

<別表> 【禁止色】※マンセル値（JISZ8721 による）

① R（赤）、YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの。
② Y（黄）系の色相で、彩度が4を超えるもの。
③ ①・②以外の色相で、彩度が2を超えるもの。
④ 蛍光色
(補足説明)
・伝統素材や自然素材で着色していないもの（経年変化による色彩の変化が生じるもの等）は除く。
・上記以外の色彩については、すべて認められる色彩というのではなく、素材や表面の質感、光沢の有無、使用する部位・面積等によって総合的に判断される。
・アクセント色の使用にあたっては、当該部位、面積や行為予定の当該地における区域において、景観上支障がないと判断される場合（遠景からの景観配慮も含む）、各1方向の見付け面積の2割までの範囲を上限とする。

(2) 斜面緑地保全区域と重なる区域における色彩（基準）

景観形成区域において、斜面緑地保全区域と重なる区域では、前述した景観形成基準の中で示したように、次に示す【色彩誘導表】に基づくものとします。

【色彩誘導表】※マンセル値（JISZ8721 による）

	屋 根	外 壁	
明度	3 以下	3 以上 6 以下	
彩度	2 以下	R(赤)系 YR(黄赤)系 Y(黄色)系	4 以下
		その他	2 以下